

議決権等の行使について

当社では、適切な議決権等の行使指図を行うことを目的として社内規則を定め、運用資産において保有する有価証券に係る議決権等の行使指図について、基本的な考え方、意思決定プロセス、意思決定に関する権限等を規定しております。

【 議決権等の行使に対する基本的な考え方 】

- ①当社は、金融商品取引業者として投資運用業を行うにあたっては、その社会的役割及び受託者責任を十分に果たすため、議決権等の行使指図を適切に行い、これにより運用資産において保有する有価証券の価値の向上又はその価値の毀損防止に努め、顧客の利益に資するものとする。
- ②当社は、顧客のため忠実に議決権等の行使指図を行うものとし、当社又は顧客以外の第三者の利益を図る目的でこれを行わない。また、系列又は取引関係等を理由に、議決権等の行使指図の判断を歪めないものとする。
- ③議決権等の権利の発生日以降に、当社が当該議決権等に係る有価証券を全て売却した場合であっても、当社は適切な議決権等の行使指図に努めるものとする。
- ④外国の有価証券の議決権等の行使指図を行う場合については、当該国の実情に応じた取扱いを行うものとする。
- ⑤運用の指図権限の再委託を行う場合については、当規則の主旨に反しない取扱いを行うものとする。

【 議決権等の行使指図の意思決定プロセスおよび体制等 】

- ①有価証券の議決権の行使指図の選択の最終決定は、当該有価証券を保有する運用資産の運用を担当する部署（以下、運用担当部署という）の部長がこれを行うものとする。
- ②運用管理部は、前①の運用担当部署の部長の最終決定に基づく議決権等の行使指図書を受託会社等への送付を行うものとする。
- ③運用担当部署は、議決権等の行使指図の状況を、運用管理委員会又は海外業務管理委員会に定期的に報告するものとする。